

横須賀市  
指定NPO法人制度  
制度の概要

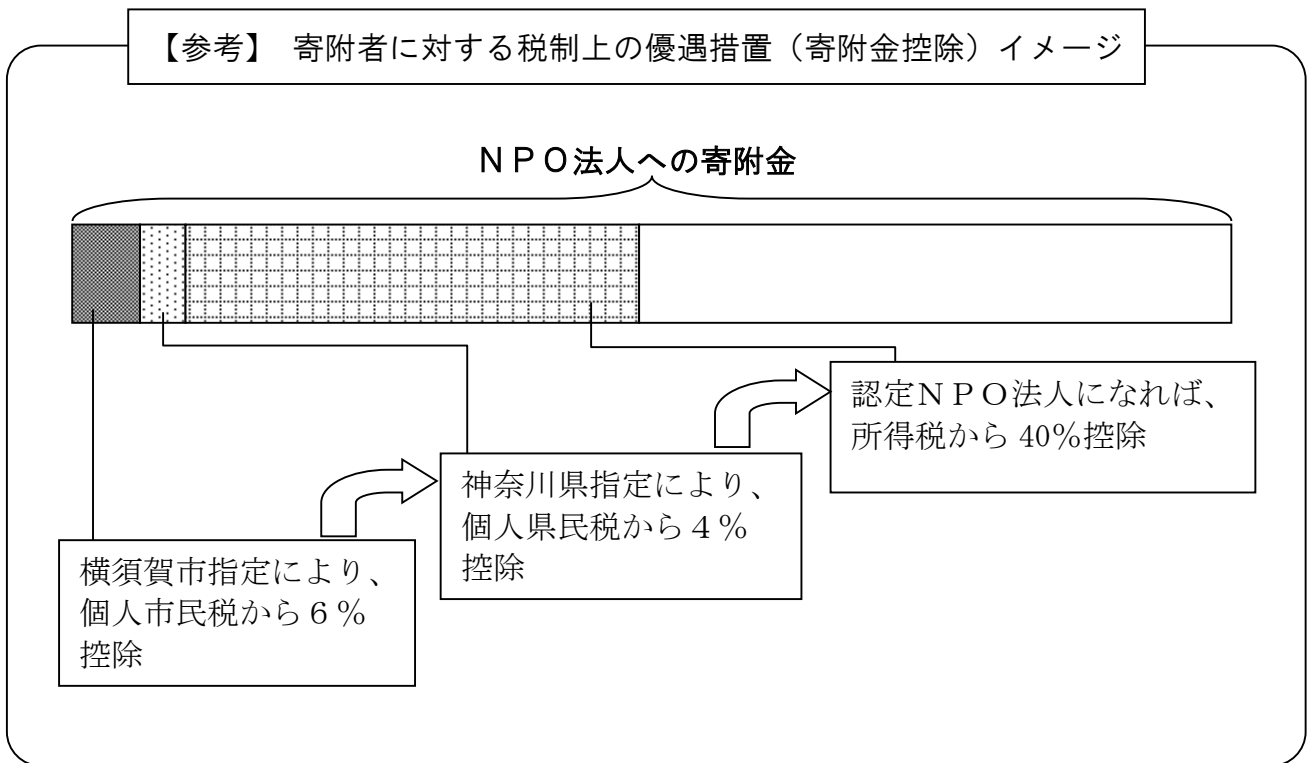


令和6年5月  
横須賀市 地域コミュニティ支援課

# 1 寄附者の税制上の優遇措置

NPO法人が、指定や認定を受けた場合、寄附者に下記の優遇措置が生じます。

	横須賀市指定 NPO 法人制度	神奈川県指定 NPO 法人制度	認定 NPO 法人制度
寄附額に対する 税制上の優遇 措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>寄附金額のうち 2 千円を超える額の6%について市民税から控除</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>寄附金額のうち2千円を超える額の4%について県民税から控除</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>個人寄附者の場合、寄附金額のうち2千円を超える額の 40% について所得税から控除</li> <li>法人寄附者の場合、損金算入可</li> <li>相続人が寄附者の場合、相続財産は非課税</li> </ul> <p>※簡易手続きのみで、市民税・県民税の税額控除も適用可</p>



※寄附金控除には、適用下限額、上限額等がありますが、ここでは省略しています。  
また、認定 NPO 法人に対する寄附の場合、税額控除と所得控除を選ぶことができます。

## 2 横須賀市指定 NPO 法人制度とは

NPO法人の活動を支援するための寄附が促進されるように、横須賀市が条例で指定したNPO法人へ寄附した方の市民税が控除される制度です。

(令和6年5月現在の指定法人は5団体)

## 3 指定 NPO 法人のメリット

### (1) 個人の寄附者のメリット

#### ○個人市民税の税制優遇措置

指定NPO法人に寄附をした寄附者の個人市民税が、寄附金税額控除の対象になります。  
控除額 = (寄附金 - 2,000円) × 6%

※県でも指定を受けると、個人県民税が(寄附金 - 2,000円) × 4%の控除  
合わせて10%の控除となります。

### (2) 指定NPO法人のメリット

#### ○信用度または認知度の向上

指定を受けるために、適正な情報公開や、業務運営の透明性が確保され、また、条例に法人名が明記されることにより、社会からの認知度や信用度が高まります。

#### ○認定NPO法人の申請におけるPST要件の免除

指定NPO法人が認定NPO法人の申請をした場合には、認定NPO法人制度の公益要件であるPST要件(パブリックサポートテスト)が免除されます。

## 4 指定手続きの流れ

### (1) 市への申出

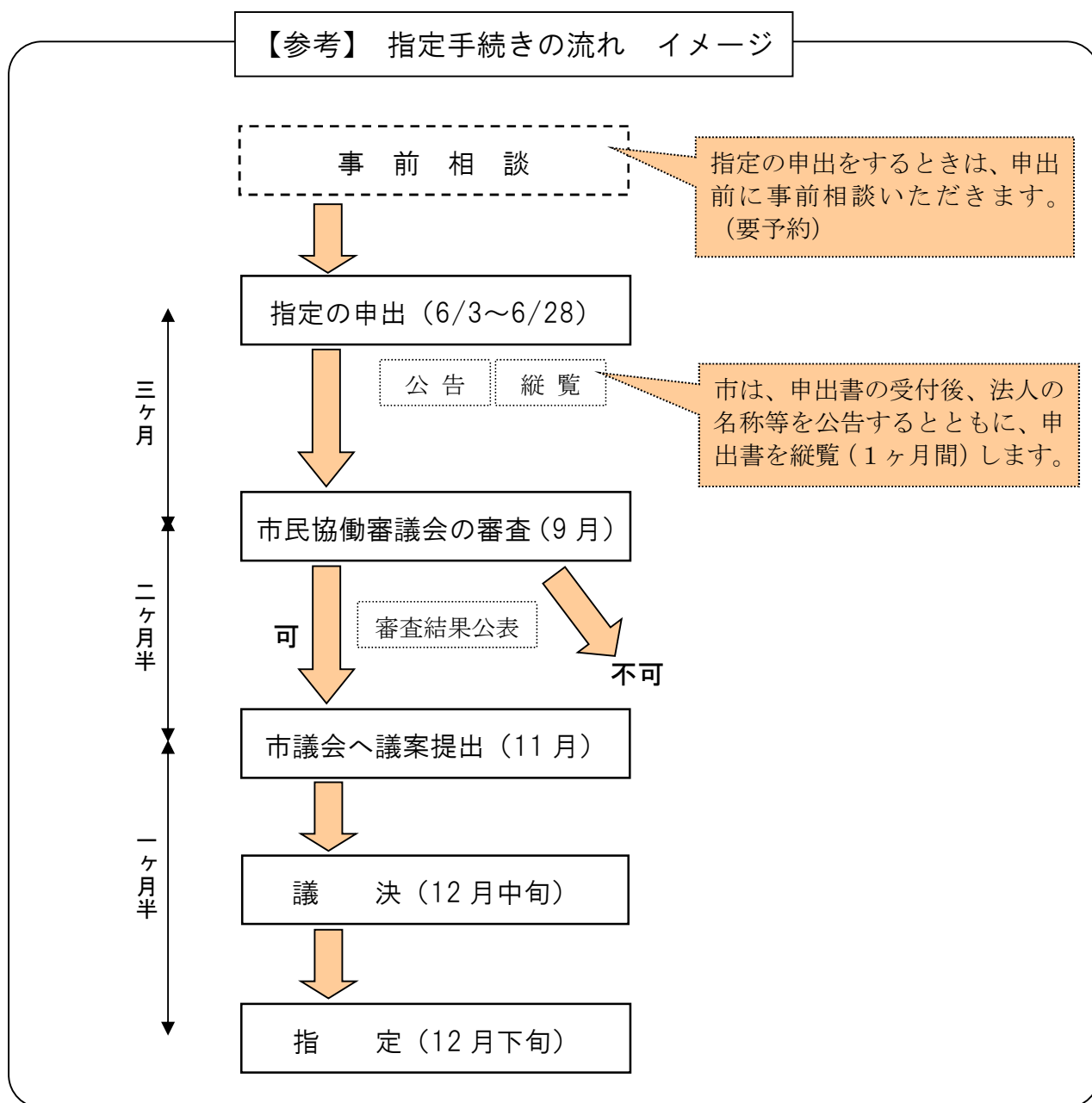
指定NPO法人になるために、一定の要件の審査を受ける必要があるため、市へ申出を行っていただきます。

### (2) 市民協働審議会の審査

指定に関する要件の審査は、有識者やNPO関係者からなる横須賀市市民協働審議会が行います。

### (3) 議会の議決

市民協働審議会の審査で指定相当と判断された後、市が当該法人を条例に追加する議案を提出します。この議決をもって、指定されることとなります。



## 5 指定の有効期間

指定の有効期間は5年間です。

以後引き続き指定を受ける場合には、初めて指定を受けたときと同様の手続きが必要になります。

## 6 指定 NPO 法人になるための要件

指定 NPO 法人になるためには、次の要件を満たす必要があります。

項 目	要 件 の 概 要
<p><b>公益要件</b></p> <p>(1) 市内で活動する特定非営利活動法人であること</p>	<p>市内での活動があること。 ※事務所の有無は問わない。</p> <div data-bbox="1278 495 1437 629" style="float: right; border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>手引 新規 6 頁 更新 6 頁</p> </div>
<p>(2) ア (ア) 事業活動について</p> <p>不特定多数の市民の利益に資するもの</p>	<p><b>【判断基準】(①及び②の両方に該当すること。)</b></p> <p>① 特定非営利活動に係る事業活動に係る金額(事業費及び管理費) <math>\geq</math> 全ての事業活動に係る金額(事業費及び管理費) <math>\times</math> 1/2</p> <p>② 利益を受ける市民が存在すること。 ※受益の対象となる市民の多寡は問いません。 また、市民に対する直接的な利益だけでなく、自然環境保護といった間接的な利益も含まれます。</p> <p><b>【対象期間】</b> 判断基準①：実績判定期間の各事業年度 判断基準②：実績判定期間の各事業年度及び申出のあった日の属する事業年度</p> <div data-bbox="1278 1093 1437 1227" style="float: right; border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>手引 新規 8 頁 更新 8 頁</p> </div>
<p>(2) ア (イ) 事業活動について</p> <p>特定非営利活動に係る事業が地域の課題の解決に資するもの</p>	<p><b>【判断基準】(①に該当する事業費と②に該当する事業費の合計額が総事業支出額の2分の1以上であること。)</b></p> <p>① 法人の活動が行政の計画、施策の方向性に沿うものであること。 (法人の特定非営利活動に係る事業の内容が、行政の計画、施策の効果を高める、あるいは不足を補うものであるなど、相互の間で地域課題の解決に関する一定の方向性の一致があること。)</p> <p>② 法人の活動が地域の住民等の要望に対応するものであること。 (法人の活動が、法人の活動地域の住民等が求めている課題の解決に寄与するものであること。法人の活動地域を含む行政の長等へ提出された、100人以上の活動地域の住民等からの要望書などにより確認。)</p> <p><b>【対象期間】</b> 判断基準①：実績判定期間の各事業年度 判断基準②：実績判定期間の各事業年度及び申出のあった日の属する事業年度</p> <div data-bbox="1278 1839 1437 1973" style="float: right; border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>手引 新規 8 頁 更新 8 頁</p> </div>

項 目	要 件 の 概 要
<p>(2) イ (ア) 事業の活動の実績と継続的な事業の実施</p> <p>定款に記載された目的に適合した特定非営利活動に係る事業の実績があるととも、その継続性が見込まれること</p>	<p><b>【判断基準】(①、②の両方に該当すること)</b></p> <p>① 定款に記載された目的に適合した特定非営利活動に係る事業の活動をしていること。</p> <p>② 継続的な事業の実施が見込まれること。 (事業の計画、収支(寄附金を含む。)の計画、人員体制の計画を記載した事業計画(来年度以降5年度分)などにより確認)</p> <p><b>【対象期間】</b> 判断基準①：実績判定期間の各事業年度及び申出のあった日の属する事業年度</p> <div data-bbox="1270 680 1436 819" style="border: 1px solid black; background-color: #0056b3; color: white; padding: 5px; text-align: center;">       手引        新規 14 頁        更新 14 頁     </div>
<p>(2) イ (イ) 支持されている実績</p> <p>当該法人以外の者から支持を受けている実績があること</p>	<p><b>【判断基準】(a～eのいずれかに該当すること)</b></p> <p>a 行政等から支持を受けている実績 (行政等との協働、行政等からの助成、表彰、後援など)</p> <p>b 企業又は団体等から支持を受けている実績 (企業等との協働、企業等からの助成、表彰、後援など)</p> <p>c 地域の住民等から支持を受けている実績 (法人の活動地域の住民等からの署名、自治会からの推薦、無償ボランティアの実績、寄附の実績など) 《無償ボランティアの実績の場合》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・無償ボランティア(役員によるものは除き、実費相当のものを含む。)</li> <li>・実績判定期間内の各事業年度中の月平均の無償ボランティア総労働時間数が一定数以上(400時間(総収入額300万円未満の法人は、200時間、300万円から500万円までは一定の割合による時間)以上)であること。</li> </ul> <p>d 中間支援組織から支援を受けている団体から支持を受けている実績 (中間支援組織から支援を受けている30団体以上からの推薦など)</p> <p>e その他 (a～d以外のもので、支持を受けている実績として法人が説明するもの)</p> <p><b>【対象期間】</b> 実績判定期間の各事業年度及び申出のあった日の属する事業年度</p> <div data-bbox="1270 1836 1436 1975" style="border: 1px solid black; background-color: #0056b3; color: white; padding: 5px; text-align: center;">       手引        新規 14 頁        更新 14 頁     </div>

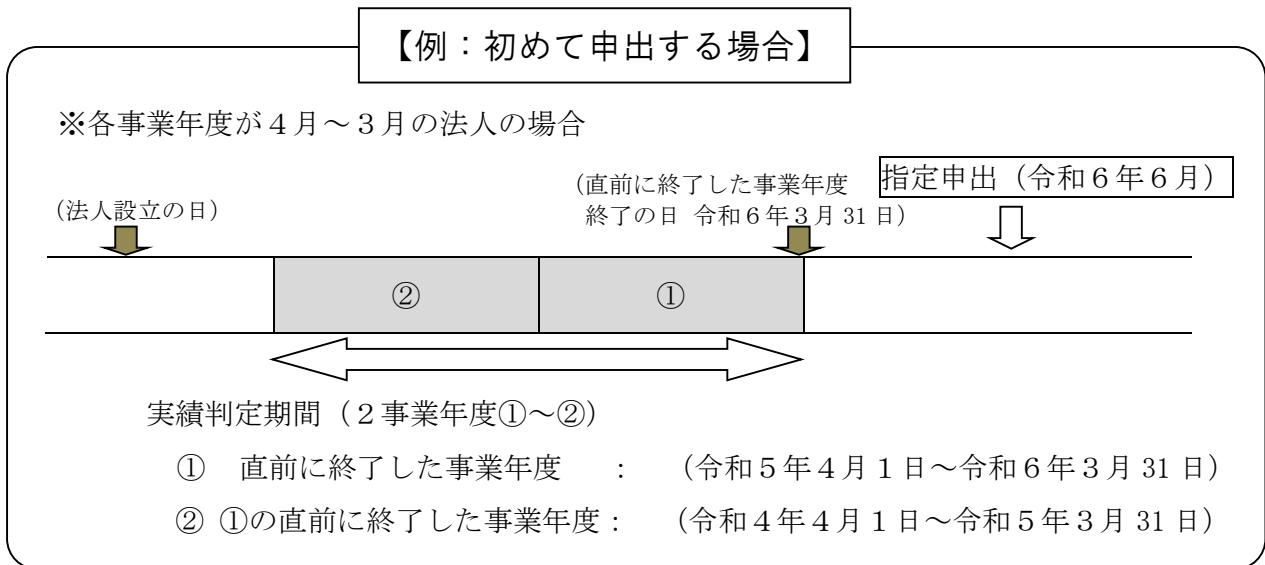
項 目	要 件 の 概 要
<p><b>運営要件</b></p> <p>(3) 運営組織及び経理について</p> <p><b>規則に定める基準（右記①～⑤）に適合していること</b></p>	<p>①役員に占める役員の親族等の割合が3分の1以下であること。</p> <p>②役員に占める特定の法人の役員又は使用人等の割合が3分の1以下であること。</p> <p>③各社員の表決権が平等であること。</p> <p>④会計について、公認会計士等の監査を受けているか、青色申告法人と同様に取引を記録し、帳簿を保存していること。</p> <p>⑤不適正な経理を行っていないこと。</p> <p style="text-align: right;"><b>手引 新規 29 頁 更新なし</b></p>
<p>(4) 事業活動について</p> <p><b>規則に定める基準（右記①・②）に適合していること</b></p>	<p>①宗教活動、政治活動等を行っていないこと。</p> <p>②役員、社員又は寄附者に特別の利益を与えないこと。 また、その他、特定の者と特別の関係がないこと。</p> <p style="text-align: right;"><b>手引 新規 37 頁 更新なし</b></p>
<p>(5)、(6) 情報公開について</p> <p><b>事業報告書等について正当な理由がある場合を除いて事務所で閲覧できること</b></p>	<p>①事業報告書等について、閲覧の請求があった場合に事務所において閲覧させること。</p> <p>②事業報告書等について、インターネットにより公表すること。</p> <p style="text-align: right;"><b>手引 新規 43・44 頁 更新なし</b></p>
<p>(7)、(8)、(9) その他</p>	<p>①事業報告書等を所轄庁に提出していること。</p> <p>②法令等違反、不正の行為、公益に反する事実等がないこと。</p> <p>③法人設立の日から、申出日までの間で、少なくとも2事業年度を終えていること。</p> <p style="text-align: right;"><b>手引 新規 46 頁 更新なし</b></p>
<p>欠格事由</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・役員に禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者がいないこと。</li> <li>・役員に暴力団員等に該当する者がいないこと。 など</li> </ul> <p style="text-align: right;"><b>手引 新規 48 頁 更新 28 頁</b></p>

※「項目」欄の(3)・・・(9)の番号は、「指定NPO法人制度指定申出の手引き（指定要件チェック表）」の番号と合致しています。

## 7 実績判定期間

実績判定期間は、指定NPO法人の要件の判定対象となる期間のことで、指定申出日の直前に終了した5事業年度を指します。

ただし、初めて指定の申出を行う法人の場合、指定申出日の直前に終了した2事業年度を指します。



## 8 小規模法人の特例

一定の小規模な法人（次により算出した額が、年300万円未満である法人）は、指定を受けた後のインターネットによる書類の公開については、任意となります。

※実績判定期間における総収入額×12÷実績判定期間の月数 < 300万円

## 9 指定NPO法人となった後に行うこと

主なものとして、次のことを行う必要があります。

### (1) 市への書類の提出

毎事業年度終了後、指定基準を満たしていることを確認するための書類を提出する必要があります。

### (2) 情報の公開等

一定の書類（事業報告書等など）については、インターネットで公開する必要があります。（小規模法人は任意）



### (3) 寄附者に対する手続（受領証の発行など）

寄附者が個人市民税の寄附金控除を受けるためには、居住地の市町村に申告する必要があります。

寄附金を受け入れた法人は、寄附者にその申告に必要な次の書類を交付しなければなりません。

- 【交付書類】 ① 寄附金受領証明書  
② 寄附金税額控除申告書

また、寄附者名簿を作成し、保存（5年間）する必要があります。

《様式は市のホームページで公開しています。》

## 10 指定申出の受付方法等

### (1) 指定申出の受付期間

令和6年6月3日（月）～6月28日（金）

（土・日曜日は除く。受付時間は9：00～17：00）

※初めての申出、更新の申出ともに同期間内での受付となります。

### (2) 書類の提出先及び提出方法

横須賀市地域コミュニティ支援課の窓口に持参してください。必要書類が全て揃っていない場合、受付できません。

※県の指定を受ける場合には別途、県に申出してください。

### (3) 申出に必要な書類などの入手先

市ホームページからダウンロードしてください。

【横須賀市指定NPO法人制度のホームページ】

<https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/2720/npo/shiteijorei.html>

または、

横須賀市指定 NPO 法人制度

検索

### (4) 事前相談について

指定の申出をする法人は、必ず地域コミュニティ支援課窓口で事前相談を行ってください。

ご希望の方は、お手数ですが、あらかじめ電話でご連絡の上、お越してください。

**【問い合わせ先等】**

横須賀市民生局地域支援部地域コミュニティ支援課市民協働推進担当  
横須賀市小川町11番地（本庁舎2号館2階）

（電話）046-822-9699（直通）

（Eメール）shimin-kyodo@city.yokosuka.kanagawa.jp